

新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

2021. 11. 10 改定 Ver. 5

公益社団法人日本テニス事業協会

2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から5月7日以降に求められる具体的な対応について、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言が出されました。

この提言では、今後の行動変容に関する具体的な提言「感染拡大を予防する新しい生活様式」を踏まえ、業界団体が主体となりガイドラインを作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において試行錯誤や創意工夫をしながら実践することが強く求められております。

つきましては、当協会において今回の提言に沿った感染拡大を予防するガイドラインを作成いたしましたので、テニス事業に関わる関係者すべての生命と健康を守り、事業を継続するために、全国のテニス事業所でガイドラインに沿った営業活動に臨んでください。

なお、各項目の実施に際しては、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」についても併せて参照いただくようお願いします。

(参考) 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策／感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://corona.go.jp/proposal/>

※本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、ご留意ください。

〇クラスターが発生しないテニス施設とは

- (1) 必要に応じて入場者の制限や誘導
- (2) こまめな手洗い及び正しいマスク（感染対策の観点から品質の確かなもの）の着用
- (3) 室内の換気
- (4) 人と人との距離を適切にとる
(できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める)
- (5) 大声での会話を控える
- (6) 基本的な健康チェック
- (7) 利用者への注意喚起

1. 利用者への注意喚起（ホームページ・施設内掲示・書面配布等）

【掲示例】 症状のある方等の来場制限

当施設では新型コロナウイルス感染拡大を防止し、皆様の安全を確保するため、下記に該当する方はご利用をお断りさせていただきます。

- 発熱や風邪の症状がある方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
- 咳、痰、胸部不快感のある方
- 嗅覚・味覚に異常を感じる方
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
- その他新型コロナウイルス感染可能の症状がある方

2. 施設内衛生確保・感染防止対策

■来場制限

以下に該当する方の来場をお断りする

- ① 発熱や風邪の症状がある方
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
- ③ 咳、痰、胸部不快感のある方
- ④ 嗅覚・味覚に異常を感じる方
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ⑥ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ⑦ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
- ⑧ その他新型コロナウイルス感染可能の症状がある方

■施設共通

- ① 可能な限り、入口及び施設内へ手指消毒剤配置及び消毒を行う。
- ② 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、2方向で換気を行う。
- ③ お客様とスタッフの正しいマスク（感染対策の観点から品質の確かなもの）着用を徹底する。（但しプレー中を除く）
マスクをはずす際は、会話を控えること。
マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。
- ④ 共有する物品（手がよく触れるところ）を、定期的に消毒する。
- ⑤ お客様同士、コーチとの距離、荷物を置く場所、ベンチ利用の際はできるだけ2mを目安に（最低1m）距離を取る。
- ⑥ 敷地内での水分補給以外の飲食を禁止する。
- ⑦ 回し飲みを禁止する。
- ⑧ こまめな手洗いを徹底する。
- ⑨ 長時間の利用・滞在を禁止する。
- ⑩ お客様とスタッフの新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。

■クラブハウス

*ロビーや休憩スペース

- ① シャワールームや浴室は適切な換気を行い、利用人数や時間に制限を設けるなど、密にならない対策をする。
共用する物品（ロッカー・脱衣箱・ヘアドライヤー等）は定期的に清掃消毒する。浴室においては、洗い場・浴槽内における対人距離「できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める」の確保を促す。洗い場・浴槽内における会話を控えるよう促す。風呂桶など共用する物品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ② 休憩スペースや更衣室は利用人数と利用時間を制限する。
人と人との距離を「できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める」
- ③ 喫煙所の利用を禁止する。
- ④ 手や口が触れるようなもの（コップなど）を適切に洗浄消毒する。または、使用を禁止する。

*トイレ

- ① 便器内は通常の清掃で良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒する。
- ③ 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

- ④ トイレのハンドドライヤー・共通タオルの使用を禁止する。
- ⑤ 室内のこまめな換気に努める。

*フロント（受付）

- ① 飛沫防止用として、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）の透明パーティションやビニールカーテンなどで仕切りを設ける。
- ② フロントでの順番待ちは、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空ける。
- ③ 接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。

*レストラン

- ① 飲食業界のガイドラインに従う。

■テニスコート

- ① 時間を区切り、1回の入場人数を制限する。
- ② 連絡先の特定できない人の利用を原則禁止する。
- ③ 大声やハイタッチ・握手を禁止する。
- ④ レンタルラケット・シューズは使用后必ず消毒する。
- ⑤ ジュニアスクール生の保護者観覧などは禁止（自粛）する。

■その他

*ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収する人は、マスクと手袋を着用する。
- ③ お客様に使用後のマスクは持ち帰っていただく。
- ④ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

*清掃・消毒

- ① 備品等は、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ② 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、定期的に清拭消毒する。
- ③ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

3. スタッフの健康管理

- ① 就業前の体温チェックを徹底し、お客様の来場制限に該当するスタッフを出勤停止とする。

- ② 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や、従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合には、速やかに帰宅させ、受診を促すこと。(※)
- ③ 家族等同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。
- ④ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑤ 万が一に備え、個人の行動を記録しておくことが望ましい。
- ⑥ スタッフ(コーチ・フロント・施設管理者含む)は、プレー中以外マスクを着用する。

(※) なお、体調が悪いことが判明した場合、その場で抗原簡易キットを活用することも有効である。各事業所において抗原簡易キットの購入を検討する際は、次の3点に留意すること。

i 連携医療機関を定めること

ii 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

iii 国が承認した抗原簡易キットを用いること

具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

- ・(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

- ・(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。

また、抗原簡易キットでの検査結果が陰性であった場合でも、症状軽快までは自宅待機とすること。

4. 感染者が発生した場合の対処

- ① 即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行う。
- ② 保健所の指示に従った上で速やかに閉鎖を決定し、関係者への周知を徹底する。
- ③ 関連者リストの提出を求められた場合に備え、個人情報の取扱いに留意しながら、来場者名簿等を整備・管理する。

【更新内容】 2021. 11. 10

P.1 前文

1行目冒頭に2020年を【追記】

9行目以降

~~【削除】 なお、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照いただくようお願いいたします。~~

~~(参考)厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」~~

~~https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html~~

9行目以降

【追加】 なお、各項目の実施に際しては、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」についても併せて参照いただくようお願いいたします。

(参考) 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策／感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://corona.go.jp/proposal/>

○クラスターが発生しないテニス施設とは

(2) こまめな手洗い及び正しいマスク（感染対策の観点から品質の確かなもの）の着用
⇒上記赤文字部分を【追加】

P.3 2. 施設内衛生確保・感染防止対策

■施設共通

③ お客様とスタッフの正しいマスク（感染対策の観点から品質の確かなもの）着用を徹底する。（但しプレー中を除く）

マスクをはずす際は、会話を控えること。

マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。

⇒上記赤文字部分を【追加】

P.4 ■クラブハウス

*フロント（受付）

③ 接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。

⇒上記赤文字部分を【追加】

P.4 3. スタッフの健康管理

② 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や、従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合には、速やかに帰宅させ、受診を促すこと。(※)

(※) なお、体調が悪いことが判明した場合、その場で抗原簡易キットを活用することも有効である。各事業所において抗原簡易キットの購入を検討する際は、次の3点に留意すること。

i 連携医療機関を定めること

ii 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

iii 国が承認した抗原簡易キットを用いること

具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

・(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

・(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所ので了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。

また、抗原簡易キットでの検査結果が陰性であった場合でも、症状軽快までは自宅待機とすること。

⇒上記赤文字部分を【追加】

【更新内容】2020.08.14

P.3 2. 施設内衛生確保・感染防止対策

■施設共通

⑤ お客様同士、コーチとの距離、荷物を置く場所、ベンチ利用の際は~~2m~~以上の距離を取る。

⇒できるだけ2mを目安に(最低1m)の旨に記述を変更

⇒⑩ お客様とスタッフの新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を推奨する。旨の項目を追加

■クラブハウス

*フロント(受付)

① 透明~~の~~パーティションやビニールカーテンなどで仕切りを設ける。

⇒飛沫防止用として、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）の。記述を文頭に追記

② フロントでの順番待ちは~~2m~~の間隔を空ける。

⇒できるだけ2mを目安に（最低1m）の旨に記述を変更

【更新内容】2020.07.03

P.2 2. 施設内衛生確保・感染防止対策

■クラブハウス

*ロビーや休憩スペース

① シャワールームや浴室の~~使用を禁止する。~~

⇒シャワールームや浴室は適切な換気を行い、利用人数や時間に制限を設けるなど、密にならない対策をする。

共用する物品（ロッカー・脱衣箱・ヘアドライヤー等）は定期的に清掃消毒する。浴室においては、洗い場・浴槽内における対人距離「できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める」の確保を促す。洗い場・浴槽内における会話を控えるよう促す。風呂桶など共用する物品は使用後に流水で水洗いするよう促す。の旨に記述を変更

【更新内容】2020.05.20

P.1 ○クラスターが発生しないテニス施設とは

「(4) 人と人との距離を適切にとる」

⇒「(できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）」旨の記述を追加

P.2 2. 施設内衛生確保・感染防止対策

■クラブハウス

「②休憩スペースや更衣室は利用人数と利用時間を制限する。」

⇒人と人との距離を「できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める」旨の記述を追加